

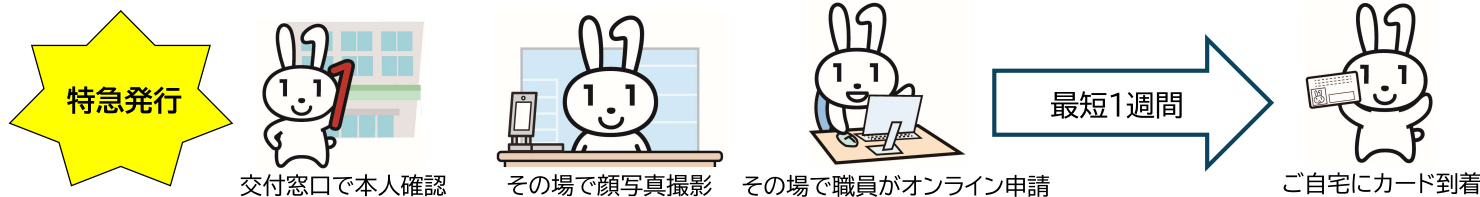
マイナンバーカード特急発行を希望される方へ



KOTO City in TOKYO

トキオの、
ちよっと東。
すどく今。

特急発行の対象となる方は、約1週間でご自宅にマイナンバーカードが簡易書留郵便で届く申請方法がご利用できます。希望される方は、ご本人が本人確認書類をご持参のうえ、区内4か所のマイナンバーカード交付窓口でお手続きください。



通常の<交付時来庁方式>

申請から1~2か月後に交付通知書が届き、予約のうえ、マイナンバーカード交付窓口で受け取り



特急発行の対象になる方		条件
1	カードを新規で申請する1歳未満のお子様 ※顔写真は搭載されません	特急発行申請時に1歳未満であれば対象です。 ⇒出生届出と同時に特急発行申請する場合は、本人及び法定代理人の来庁が免除されます。母子手帳をご持参ください。※申請書の記入は法定代理人に限る。 ⇒出生届出の後日に特急発行申請する場合は、本人及び法定代理人の来庁(いずれも本人確認書類提示)が必要です。
2	カードを紛失した人・盗難された人	カードの紛失・盗難を区に届け出た日から30日以内
3	国外から転入した人	届出をした日から30日以内
4	届出によって住民票に記載された中長期在留者	
5	カードが焼失・損傷(ICチップ不良含む)した人	カードを利用できなくなった日から30日以内
6	カードの追記欄が満欄の人	追記ができなかった日から30日以内
7	個人番号等の変更によりカードが失効した人	変更請求をした日から30日以内
8	無戸籍の者等、新たに住民票に記載された者	本人確認書類を入手した日から30日以内
9	刑事施設に収容されていた者	
ご注意		<ul style="list-style-type: none"> 出生届出同時を除き、任意代理人は申請書を提出できません。 未成年者等の法定代理人が申請する場合も、申請者本人の同行が必要となります。 特急発行を利用する場合、マイナ免許証の継続利用はできません。

【本人確認書類】

<申請者本人>A書類2点 または A書類+B書類各1点 または A書類1点+聴聞
または B書類2点+照会書兼回答書(または個人番号通知書)

★照会書兼回答書は、交付窓口または区コールセンターに依頼頂き、本人確認をしたうえでご住所あて送付します。

<法定代理人>A書類2点または、A書類+B書類各1点または、A書類1点+聴聞 ★戸籍謄本(※)又は後見登記事項証明書

※戸籍謄本は省略できる場合がありますので、コールセンターへお問い合わせ、またはホームページをご覧ください。

A書類、B書類については、
裏面の一覧でご確認ください

【手数料】

有料再交付で特急発行を希望される場合、手数料2,000円がかかります。特急対象のうち有料になるのは、本人の責による紛失・盗難・焼失・損傷、直前のマイナンバーカード提示のない国外から転入、紛失による個人番号変更です。

【手続き場所・時間】

- マイナンバーカード本庁交付窓口 江東区役所2F 2-10窓口
 - マイナンバーカード大島交付窓口 総合区民センター2F
 - マイナンバーカード豊洲交付窓口 豊洲シビックセンター11F
 - マイナンバーカード亀戸交付窓口 カメラプラザ1F
- 平日 8:30~17:00(水曜のみ19:00まで)
日曜開庁日(原則第2日曜)9:00~16:00 祝日・年末年始除く

Be careful!

If you have extended your period of stay...
An update to the information printed on your Individual Number Card is required.

⚠ Your Individual Number Card will become invalid if you fail to extend it at your local municipal office before its expiration date.



本人確認書類一覧（有効期限内のものに限る）

A 書類 (写真付に限る)	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、在留カード（写真付）※、特別永住者証明書（写真付）※、一時庇護許可書、仮滞在許可書※16歳未満の在留カードおよび特別永住者証明書は、顔写真がついていない書類のためB書類扱いです。
B 書類 (氏名と住所 または、 氏名と生年月日の 記載があるもの)	顔写真のないマイナンバーカード・在留カード・特別永住者証明書、資格確認書、母子手帳（出生届出済証明書）、介護保険被保険者証、地方公共団体交付の敬老手帳、医療受給者証、マル乳医療証、マル子医療証、各種年金証書（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金振込通知書、年金額改定通知書など）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給証明書（1ヶ月以内に発行のもの）、本人名義の預金通帳（住所の記載があり、新通帳に切り替えされていないもの）また、銀行アプリで本人情報が確認できれば可、社員証（社員証アプリも可）、学生証（学生証アプリも可）、学校名が記載された各種書類、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書 ★以下別紙様式は、B書類として認めます。 区ホームページでダウンロード可（ページ下部）または区役所及び出張所でお渡しできます。 【別紙様式第1-1】長期入院者や介護施設等の入所者について病院長又は施設長が交付申請者の顔写真を証明した書類 【別紙様式第1-2】在宅で保健医療サービス又は福祉サービスの提供を受けている者について、当該交付申請者に係る居宅介護支援を行う介護支援専門員及び当該介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業者の長が交付申請者の顔写真を証明した書類 【別紙様式1-3】交付申請者が社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者である場合は、当該交付申請者について相談している公的な支援機関の職員及び当該支援機関の長が交付申請者の顔写真を証明した書類 【別紙様式第2】交付申請者が未成年者（18歳未満）又は成年被後見人である場合は、法定代理人が交付申請者の顔写真を証明した書類

上記にないB書類のご相談は、手続き場所窓口かコールセンターにお尋ねください。

- ★**紛失・盗難**の場合は警察への遺失物受理番号や被害届、**焼失**の場合は消防署が発行する罹災証明が必要です。（提出が困難な場合は経緯の申述書（任意様式）を記入いただきます。）
 - ★**カードの追記欄が満欄**で申請する方は、申請時に必ずカード現物をご持参ください。
異動届出時等に追記欄に記載できない方のみ特急対象になります。
（届出等により追記欄が満欄になった方は交付時来庁方式で申請できます。）
特急申請するカードの受取方法は、次のいずれかになります。
 - ①申請時に現カードをその場で返納いただければ、新カードは約1週間で簡易書留郵便で送付されます。
 - ②新カード到着まで現カードを所持されたい方、照会書兼回答書を申請時に持参されなかった方等については、新カードをマイナンバーカード交付窓口に取りに来ていただきます。
行き違いを防ぐため、**江東区マイナンバーカードコールセンターに電話確認のうえご来庁ください。**
- ※特急申請後、国の機関で新カードが発行されると、古いカードの電子証明書が自動的に失効します。
新しいカードを受け取られましたら、電子証明書も使用できるようになりますので予めご了承ください。

【お問合せ】

江東区マイナンバーカードコールセンター
電話番号 0570-04-5010(全国共通ナビダイヤル)8:30~20:00(年末年始除く)
一部、IP電話等で上記のダイヤルに繋がらない場合は、03-5690-5621におかけください。
<https://www.city.koto.lg.jp/060301/tokkyuu.html>

